

清掃業務委託共通仕様書

この仕様書は、清掃業務委託契約書（以下「契約書」という。）に基づき、清掃業務について必要な事項を定める。

以下、各庁舎管理者を「甲」とし、受託者を「乙」とする。

乙及び乙の従業員は、業務の実施に当たって契約書及び本仕様書並びに関係法令を遵守して、庁舎等の衛生的な環境の確保に努めなければならない。

第 1 基本事項

1 業務の対象となる施設の概要

個別仕様書による

2 業務の基準

業務の実施に伴い適用を受ける次の法令に基づく基準等については、これを遵守し、遺漏のないように努めること。

- (1) 建築物における衛生環境の確保に関する法律
- (2) 労働安全衛生法
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (4) 水道法

労働安全衛生法上、作業主任者の選任が義務づけられている場合は乙にて適宜選任すること。労働安全衛生規則 518 条に定める高所作業を行うときは、法令で定めた安全対策を講じたとえで作業を行うこと。その他、個別仕様書にて安全衛生面での対策が明記されている場合はこれによること。

3-1 現場代理人、作業員の報告

- (1) 現場代理人選任通知書
- (2) 作業員名簿

様式については、用度管財課ホームページ「清掃業務様式 月間計画・実施報告など清掃業務様式（月間計画・実施報告等）」に掲載している。

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/seisouyoushiki.html>

3-2 業務の実施計画・実施報告

乙は、次の計画書、報告書を庁舎ごとに策定し、甲に書面をもって提出すること。

- (1) 年間作業計画書…契約開始日から 1 年毎の計画を契約開始日と同月の 1 日まで
(契約初年度に限り履行開始月の 10 日まで)
- (2) 月間作業計画書…前月末日まで
(契約初月分に限り履行開始月の 10 日まで)
- (3) 月間作業報告書（様式のみ）…前月末日まで
(契約初月分に限り履行開始月の 10 日まで)

様式については、用度管財課ホームページ「清掃業務様式 月間計画・実施報告など清掃業務様式（月間計画・実施報告等）」に掲載している。

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/seisouyoushiki.html>

4 業務の報告及び連絡等

- (1) 乙は、**日常的業務**については、実施結果を庁舎ごとに業務の翌日（翌日が閉庁日のときは次の開庁日の日とする。）までに書面（「月間作業報告書」）により甲に報告し、承認を得ること。

なお、実施結果に関する指示事項については、速やかにこれを是正するとともに、甲の確認を得ること。

- (2) 乙は、**日常的業務以外の業務**については、庁舎ごとに、業務実施前に甲の承認を得て実施するとともに、業務終了後は速やかに、月間作業報告書とは別に必要により実施結果の報告書を甲に提出し、承認を得ること。

- (3) 乙は、建物及び施設等に損傷又は不良箇所を発見したときは、速やかに甲に報告しなければならない。

- (4) 甲は、必要と認めるときは、業務の実施状況について調査し、又は乙に報告を求めることができる。

- (5) 乙は、業務上の苦情等に対しては真摯に対応し、速やかに業務の改善を図らなければならない。その場合、甲は乙に対して業務改善計画を求めることができるものとし、乙は計画どおり遂行しなければならない。

5 従業員の資質向上の体制の確立

県施設のサービスの維持には、施設の清掃の徹底は不可欠であるため、乙の従業員の資質の確保が重要と考えていることから、乙の資質の確保に対する体制の確認するため、任意様式にて以下の書類を作成のうえ、定められた期日までに甲に提出するものとする。

なお、入札参加申請時においても同様に提出すること。

(1) 年間研修計画計画書

契約開始日から1年ごとの研修計画を、該当年度の契約開始月の1日までに提出すること。

なお、契約初年度については、入札参加申請時に提出するものとする。

(2) 研修実績報告書

(1)に基づいて実施した研修の実績を、実施した翌月末までに報告書として提出すること。

なお、入札参加申請時には、公告日時点から遡って過去1年間に実施した研修を対象に報告書を提出するものとする。

(3) 研修参加者の勤続年数実績

(1)に基づき実施した研修に参加した従業員の勤続年数実績を、実施した翌月末までに提出すること。

なお、入札参加申請時には、公告日時点から過去1年間に実施した研修を対象として報告書を提出するものとする。

6 書類等の保存

乙は、関係書類を契約終了後5年間保存すること。

7 費用の負担

甲が乙に無償で提供するものは、次のとおりとする。

- (1) 事務室、更衣室、休憩室及び資材倉庫の用に供する庁舎等の一部
- (2) 業務の実施に必要な電気、水道及びガス

8 留意事項

- (1) 業務に使用する用具及び資材等は常に整理整頓に努め、人体に有害な薬品等は充分な管理を行うこと。
- (2) 電気、水道及びガスの使用に当たっては、節約に努め効率的に使用すること。
- (3) 作業実施に当たっては甲の執務に支障のないように行うこと。
- (4) 業務終了後、各室の施錠確認、消灯及び火気の始末に努めること。
- (5) 甲が提供した事務室、更衣室等は、常に適正な管理を行うこと。
- (6) 業務に使用する資材、消耗品は、すべて品質良好のもの（JISマーク商品等）を用いること。
- (7) 業務を実施するにあたり、服装等に留意し、かつ名札を常時着用し、従事者であることを明確にすること。

第2 清掃業務

清掃業務は、以下の仕様をもって実施するものとする。

1 業務対象場所

個別仕様書による

2 清掃員の構成

乙は、清掃業務の実施に当たり公共施設の衛生的環境を確保するため、本業務に従事する清掃員の構成は、次の能力を有するものをもって構成すること。

- (1) 作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有する者…1名以上
- (2) (1)以外の清掃員については、(1)の清掃員の指示に従って作業を行う能力を有するものとする。

乙は、清掃員が急きょ年次有給休暇を取得しても仕様に定める作業を支障なく実施できるようにするため、交代要員を配置するなどの態勢を確保すること。交代要員配置の例は以下のとおり。

(例1) 複数名の清掃員を配置する。清掃員が休暇を取得した場合は、他の清掃員が交代要員を務める。

(例2) 本契約以外の他現場に従事している清掃員が交代要員を務める。

交代要員としての作業ができるように清掃員間の引継ぎを十分に行うこと。

(A)	(B1)	(B2)	(B3)	(B4)	(C)	(D)
氏名	A庁舎	B庁舎	C庁舎	本契約以外の 他現場	上段:保険状況 及び住民税 下段:所定労働 時間計	清掃作業従 事年数
豊後 花子	△	○	△	○	■社会保険対象 ■雇用保険対象 ■特別徴収対象	20年8月
	時～時	3日/週 8:30～12:00	時～時	毎日 13:30～16:30		
	時間/週	10.5時間/週	時間/週	20.0時間/週	30.5時間/週	
大分 一郎	○	△	△	×	■社会保険対象 ■雇用保険対象 ■特別徴収対象	7年2月
	毎日 8:30～12:00 13:00～17:00	時～時	時～時	時～時		
	37.5時間/週	時間/週	時間/週	時間/週	37.5時間/週	
府内 太郎	△	○	○	○	□社会保険対象 □雇用保険対象 □特別徴収対象	28年7月
	時～時	1日/週 8:30～12:00	1日/週 8:30～12:00	3日/週 13:30～17:00		
	時間/週	3.5時間/週	3.5時間/週	10.5時間/週	17.5時間/週	
三重 某子	△	△	○	×	□社会保険対象 □雇用保険対象 □特別徴収対象	4年2月
	時～時	時～時	2日/週 8:30～12:00	時～時		
	時間/週	時間/週	7.0時間/週	時間/週	7.0時間/週	
由布 次郎	△	△	△	○	■社会保険対象 ■雇用保険対象 ■特別徴収対象	4年2月
	時～時	時～時	時～時	毎日 8:30～12:00 13:00～17:00		
	時間/週	時間/週	時間/週	37.5時間/週	37.5時間/週	

○…勤務している庁舎に記入する。

△…交代要員をつとめる庁舎に記入する。

清掃頻度が「1回/日」以外の作業については、事前に監督員に了解を得た上で別日に実施することも差し支えない。

3 清掃種別

- (1) 日常清掃（日又は週を単位として定期的に行う業務のことをいい、おおむね次のような業務をいう。）

ア 床の清掃…除塵、水拭き、拾い掃き

イ 床以外の清掃…除塵、部分拭き、洗面台鏡拭き、衛生器具洗浄、衛生消耗品補充及び汚物処理、手すり拭き、吸殻収集等
屋外（屋上、駐車場、足洗い場、バルコニー等）ルー
フドレンや排水溝に詰まったゴミや泥などの異物を除去
し排水を良好に保つこと。

ウ ごみの収集、中継所や集積所への運搬について

以下のとおりとする。

(ア) 事務室等に点在しているごみ箱

実施基準表の「吸殻・ゴミ等処理」に頻度の記載がある場合は、乙にて収集する。

(イ) 各フロアに設置しているごみ箱やカート（中継所）

実施基準表の「中継所から集積所までのゴミ運搬」に頻度の記載がある場合は、乙にて運搬する。

※集積所…一般廃棄物収集運搬業者がごみをパッカー車に積み込む場所

- (2) **定期清掃**（月又は年を単位として定期的に行う業務のことをいい、おおむね次のような業務をいう。）

ア 床の清掃・・・表面洗浄、剥離洗浄、ワックス塗布

イ 床以外の清掃・・・金具磨き、窓ガラス清掃等

- (3) 作業内容については、最新版の「建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」によるものとする。

4 各清掃の実施基準

個別仕様書による

5 清掃時間等

- (1) **清掃等の業務の時間**

個別仕様書による

- (2) **日常清掃業務を必要としない日**

日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から同月 31 日及び 1 月 2 日から同月 3 日まで（ただし、甲が別途個別仕様書で定める場合や特に認めた場合はこの限りではない。）

- (3) **定期清掃実施上の注意点**

ア 定期清掃は、甲乙協議の上、作業日時を決定し、定期清掃の実施を失念しないよう注意すること。

イ 入館方法を事前に甲に確認すること（警備カードとマスターキー貸もしくは監督員の立ち合いなど）。

ウ 注意事項があれば甲に事前に説明すること（例：害虫駆除実施時は一定時間立ち入らないことを庁舎内で周知する、火災報知機が作動するおそれがあれば警備会社に事前連絡するなど）

- (4) **その他**

1 週間のうち開庁日が 3 日未満の場合は、清掃作業実施基準表で清掃周期が「週 1 もしくは 2 回」とある清掃場所については清掃不要とする。

清掃作業が週 3 回とされている場合は、原則履行期間中における月・水・金で実施とする。なお月・水・金が閉庁日の場合は清掃不要とし、別日に振り替えて清掃を実施することを要しない。

6 雇用関係および賃金支払状況の確認

乙は以下の書類の複写の提出もしくは提示を求められた場合は応じること。

ただし、賃金台帳については、従業員への賃金支払い状況を確認するため、甲の求めによらず、最低賃金改定後の翌々月までに、任意の様式で提出するものとする。

○健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書

○健康保険証（被保険者等記号・番号等にマスキングを施されたものであること）

○雇用保険被保険者証

○給与支払報告書（地方税法第 317 条の 6）

○特別徴収税額決定通知書（地方税法第 321 条の 4 第 1 項）

○労働者名簿（労働基準法第 107 条）

○賃金台帳（労働基準法第 108 条）

○上記の他委託者が必要と認めた書類

※書類にマイナンバーが記載されている場合は、漏えい防止のためマスキングを施し、これを表示しないこと

7 鍵及び I D カードの善管注意義務

ア 甲は、乙に対し入庁に必要な鍵及び I D カードを貸与する。

イ 乙は、鍵及び I D カードの管理において善管注意義務を負うものとする。

ウ 乙は、乙の従業員にかかる ID カード貸与一覧表を甲の求めに応じて提出すること。

エ 乙は、鍵又は I D カードを紛失した際には甲に速やかに報告すること。

8 衛生消耗品（トイレットペーパー、水石鹼及びビニール袋等）

原則として甲が調達し、乙は補充作業を行う。ただし、別表 1 に記載がある場合は、以下の物品の調達も乙が行う。

（1） トイレットペーパー

シングル 古紙 100% 幅 114 mm 程度×100m 穴内径 35 mm 程度（ただし、別表 1 にこれと異なる規格の記載がある場合はこれによること。）年間使用予定数量は別表 1 による

（2） 水石鹼

2 倍希釈 18 リットル/缶（ただし、別表 1 にこれと異なる濃度の記載がある場合はこれによること。）年間使用予定数量は別表 1 による。

（3） ビニール袋 仕様及び数量は別表 1 による。

9 害虫等の調査及び駆除業務

国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課保全指導室の定める「建築保全業務共通仕様書」第 5 章のとおり実施すること。

別表 1 に記載する庁舎について害虫等の調査及び駆除業務は、以下の仕様をもって実施するものとする。

（1） 対象とする害虫等駆除

ねずみ、ゴキブリ、ダニ及びその他昆虫

（2） 実施計画等

ア 建築物における衛生環境の確保に関する法律（又は事務所衛生基準規則）に基づき、6 ヶ月以内に 1 回以上行うものとし、実施時期は別途協議する。

イ 乙は、実施前に、甲の承諾を受けて実施すること。

（3） 作業内容

ア 調査実施方法

（ア）「建築物における維持管理マニュアルについて」（平成 20 年 1 月 25 日 健衛発第 0125001 号）第 6 章 ねずみ等の防除 3. IPM 実施モデル 2）ゴキブリによる。

（イ）聞き取り調査は甲乙協議のうえで、甲による実施によることができる。

甲は聞き取り調査を踏まえ、トラップ設置を指示することがある。

（ウ）乙は調査結果を薬剤散布等実施前に甲に報告する。

(エ) 調査結果報告書の様式は発注者が別途定め、大分県庁ホームページに掲載する。

イ 薬剤散布等実施方法

(ア) 噴霧法、散布法及びその他有効と認められる駆除方法による。

(イ) 塗布による場合は、室又は湯沸場等ゴキブリ等の通路となる床面等に約10cm幅で塗布する。

(ウ) 薬剤散布が困難な場所については、甲乙協議により、薬剤散布を毒餌やトラップの設置に替えることができる。

ウ 薬剤散布場所等

別表1のとおり

(4) 薬剤選定にあたっての留意事項

ア 薬事法上の承認を受けた医療品又は医療部外品を用いること。

イ 容器及び被包等に記載された「用法・用量」並びに「使用上の注意」を遵守すること。

ウ 作業終了後は、必要に応じ強制換気や清掃等を行うことにより、屋内に残留した薬剤を除去し、安全の確保の徹底を図ること。

(5) 業務実施上の注意事項

ア 専門技術者の指導のもとに行うこと。

イ 室内の備品、書類等は、みだりに移動させないこと。

ウ くん煙する場合は、可燃物に注意すること。

エ 実施状況は写真（カラー）撮影し、報告書に添付すること。

オ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 12 条の2 第1項第7号（害虫等の調査及び駆除）に掲げる事業の都道府県知事の登録を受けていない者が害虫等の調査及び駆除を実施する場合は以下によること。

○ 大分県内に本社又は本店を構え、前記の貯水槽清掃業の都道府県知事の登録を受けている者に再委託すること。

○ 業務実施の1箇月前までに「再委託（変更）承諾申請書」を委託者に提出し、あらかじめ承諾を得ること。

○ 暴力団等（入札公告2（5）に定める者をいう）および大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けている者への再委託は行わないこと。

10 庁舎の改修工事等

庁舎の改修工事等乙の責めによらない事情により、清掃箇所に入れず作業ができない場合は、立ち入れない期間と場所の清掃作業を見合わせる減額変更契約を締結することがある。

また、改修後に清掃箇所の床仕上げや面積の変更など仕様変更が必要になることがあるため同様に変更契約を締結することがある。乙はこれにかかる変更協議に応じること。

11 感染症対策について

清掃員が使用する感染防止を目的としたゴム手袋は、乙の求めに応じて甲が調達して乙に支給する。マスクは、乙が調達する。

甲は仕様に定める回数の範囲内でアルコール溶液での拭き上げ作業を乙に指示することがある。アルコール溶液は乙の求めに応じて甲が調達して乙に支給する。機械故障防止のため、エレベータースイッチにアルコール溶液を直接噴霧しないこと。

12 その他（押印の省略・個人情報・機密情報）

（１）以下の書類は押印を省略して提出することができる。

再委託承諾申請書、現場代理人選任通知書、清掃員名簿、請求書、
年間作業計画書、月間作業計画書、月間作業報告書、
その他委託者が認めた書類

（２）提出方法は郵送、持参、電子メールでの送信いずれも可とする。

（３）電子メールで送信する場合は以下のとおりとする。

・書類の日付を送信日と同日とする。

・月間作業報告書は甲にて印刷し、乙の清掃員に交付することができる。

（４）個人情報及び機密情報を取り扱う業務が発生する場合は、契約書記載の機密情報・個人情報に関する条項及び機密保持及び個人情報保護に関する特記事項を遵守すること。なお、その場合は機密保持及び個人情報保護に関する特記事項第17条に定める監査、調査等を実施する。

…仕様に入れる場合は記入（もしくはプルダウンメニューで選択）してください。
仕様に入れない場合斜線を引いてください。

(別表1)

		大分県衛生環境研究センター	記入上の注意
衛生消耗品	トイレットペーパー年間使用予定数量 シングル 古紙100% 幅114mm程度×100m 穴内径35mm程度	○巻／年	60の倍数とすること。 共通仕様書と異なる規格とする場合は適宜記入 すること。（コアレス不可とする等）
	水石鹸年間予定数量 (2倍希釈18リットル／缶)	○缶／年	2倍希釈 18リットル缶以外とする場合は、適宜 記入すること。
	ビニール袋の大きさ、数量	● ○枚／年	
空調フィルター清掃 原則として年2回 (冷房前、暖房前)	天井設置型	◎基	
	壁掛け型	△基	
	床置き型	■基	
貯水槽清掃	受水槽		
	設置場所		
	材質		
	容量 (m ³) ※1		
	基数※2		
	内部の仕切り板有無		
	緊急遮断弁		
	高架水槽		
	設置場所		
	材質		
	容量 (m ³) ※1		
	基数※2		
	内部の仕切り板有無		
	緊急遮断弁		
※1. 内部が仕切り板で区切られている場合にあつては区切られた容量 ※2. 内部が仕切り板で区切られている場合にあつては区切られた槽の数 (例：1基の10m ³ の貯水槽内部が1枚の仕切り板で均等に区切られている場合は容量は5m ³ 、基数は2となる)			
水質検査	上半期の検査項目 (消毒副生物12項目以外)		特定建築物は「16項目」を選択。
	下半期の検査項目		特定建築物は「甲が実施」を選択。
	消毒副生物12項目検査有無 (6～9月に実施)		特定建築物は「有」を選択。
甲が水質検査を実施する場合であっても、採水と検査機関への送付は乙が行う			
害虫駆除	薬剤散布場所		散布場所を具体的に記述する方法も、図面を添 付し「別添○○庁舎図面のとおりに」とする場合 も可

別表2

清掃作業実施基準表(衛生環境研究センター)

						床の清掃							床以外の清掃																										
						日常清掃			日常巡回 清	定期 清掃		特別 清掃	日常清掃								日常巡回清掃				定期清掃														
						除 塵	水 拭 き	拾 い 掃 き	部 分 水 拭 き	表 面 洗 浄 ・ 洗 浄	剥 離 洗 浄	ワ ッ ク ス 塗 布	補 修 ・ 研 磨 ・ 洗 浄	扉 ラ ス 部 分 拭 き	什 器 備 品 及 び 金 属 部 分 除 塵	吸 殻 ・ ゴ ミ 等 処 理	厨 芥 収 集	流 し 台 洗 浄 及 び	衛 生 器 具 洗 浄	洗 面 台 ・ 鏡 清 掃	扉 ・ へ だ て 部 分 ・ 汚 物 収 集	衛 生 消 耗 品 補 充 ・ 壁 ・ 扉 溝 除 塵	手 摺 り 清 掃	窓 台 除 塵 及 び 拭 き	雑 巾 掛 け	フ ロ ア マ ット 除 塵	吸 殻 ・ ゴ ミ 等 処 理	洗 面 台 ・ 鏡 清 掃	衛 生 陶 器 洗 浄	衛 生 消 耗 品 補 充 ・ 汚 物 処 理	中 継 所 か ら 集 積 所 ま で の ゴ ミ 運 搬	金 具 磨 き	壁 清 掃	ガ ラ ス 器 具 洗 浄	扉 ガ ラ ス 清 掃	窓 ガ ラ ス 清 掃	什 器 備 品 清 掃	照 明 器 具	
棟	階	番号	清掃場所	床仕上		面積 (㎡)																																	
研究棟	1F	1	玄関ホール(エントランスロビー、情報プラザ)	木質床	弾性床等	118.33	1/週	1/週			2/3年	1/3年	1/年		1/週	1/週																					1/年		
	1F	1	玄関・通入口	硬質床	弾性床等	18.84	3/週	3/週			1/年				1/週	1/週																					1/年		
	1F	2	担当執務室、水質採水準備室	弾性床	弾性床等	116.26	1/週	1/週			2/3年	1/3年	1/年																								1/年		
	1F	2	特定化学物質分析室、倉庫、更衣室等	弾性床	弾性床等	268.80	1/月	1/月			2/3年	1/3年	1/年																								1/年		
	1F	2	所長室	繊維床	繊維床	32.81	1/週				1/年						1/週																				1/年		
	1F	2	小会議室・図書室	繊維床	繊維床	99.48	1/週				1/年																										1/年		
	1F	2	研修大会議室	繊維床	繊維床	131.65	1/週				1/年										1/月																1/年		
	2F	2	担当執務室	弾性床	弾性床等	218.54	1/週	1/週			2/3年	1/3年	1/年																								1/年		
	2F	2	試験室、分析室他	弾性床	弾性床等	735.64	1/週	1/週			2/3年	1/3年	1/年																								1/年		
	2F	2	倉庫、更衣室	弾性床	弾性床等	59.40	1/月	1/月			2/3年	1/3年	1/年																								1/年		
	2F	2	化学第4試験室、第2機器分析室	弾性床	弾性床等	71.91	1/週	1/週																													1/年		
	3F	2	担当執務室	弾性床	弾性床等	78.52	1/週	1/週			2/3年	1/3年	1/年																								1/年		
	3F	2	試験室、分析室他	弾性床	弾性床等	868.47	1/週	1/週			2/3年	1/3年	1/年																								1/年		
	3F	2	倉庫、更衣室	弾性床	弾性床等	115.70	1/月	1/月			2/3年	1/3年	1/年																								1/年		
	3F	2	標準ガス調整室、大気第2機器分析室	弾性床	弾性床等	50.58	1/週	1/週																													1/年		
		2	器具洗浄室(2階、3階)	防水塗床	弾性床等	34.83	1/週	1/週																											1/日	1/年			
		4	2F・3F廊下、エレベーターホール、PH廊	弾性床	弾性床等	571.26	1/週	1/週			2/3年	1/3年	1/年																								1/年		
		4	コピー室(1階、2階)	弾性床	弾性床等	12.82	1/週	1/週			2/3年	1/3年	1/年																								1/年		
	1F	4	廊下(1F北)	弾性床	弾性床等	74.61	1/週	1/週			2/3年	1/3年	1/年																								1/年		
	1F	4	廊下(1F北)フロアマット部	繊維床	繊維床	49.44					1/年				1/週																						1/年		
	1F	4	廊下(1F南)・通路	弾性床	弾性床等	99.33	1/週	1/週			2/3年	1/3年	1/年																								1/年		
	1F	4	1F中央出口廊下・エレベーター前	木質床	弾性床等	22.29	1/週	1/週			2/3年	1/3年	1/年																								1/年		
		5	便所・洗面所(1～3階)	弾性床	弾性床等	89.10	3/週	3/週			2/3年	1/3年	1/年			3/週		3/週	3/週	3/週																			
	1F	5	障がい者用便所	弾性床	弾性床等	4.20	1/月	1/月			2/3年	1/3年	1/年			1/月		1/月	1/月	1/月																			
	1F	6	湯沸室	弾性床	弾性床等	1.59	1/週	1/週			2/3年	1/3年	1/年				3/週																						
		7	エレベーター	弾性床	弾性床等	1.00	1/週	1/週																															
		8	階段(1階～2階)	木質床	弾性床等	17.32	1/週	1/週			2/3年	1/3年	1/年								1/週																		
		8	階段(2階～PH階)	弾性床	弾性床等	51.90	1/週	1/週			2/3年	1/3年	1/年							1/週																			
		12	ごみ集積所(1～3階)	弾性床	弾性床等	12.30	1/週	1/週			2/3年	1/3年	1/年																		1/日								
					#N/A																																		
				#N/A																																			
				#N/A																																			
				#N/A																																			
				#N/A																																			
				#N/A																																			
				#N/A																																			
				#N/A																																			
				#N/A																																			
				#N/A																																			
建物外部 屋上		14	廃棄物保管庫			15.75			2/年																														
		14	玄関・通入口周り			169.82			2/年																														
		14	屋上			99.61			2/年																														
		14	外階段・ポーチ・犬走り・構内通路			1599.50			2/年																														

○各室、スペース等の面積及び床の材質等については、執務室の移転に伴う間仕切り工事等のため現状と異なる場合もある。

ガラス器具の洗浄について

1 ガラス器具の種類と月平均の洗浄個数

担当名: 化学担当

	器具の種類	規格		器具の種類	規格
1	遠沈管	50ml	21	ビーカー	5ml
2	遠沈管	100ml	22	ビーカー	1L
3	遠沈管	200ml	23	トールビーカー	500ml
4	共栓つきメスシリンダー	100ml	24	コニカルビーカー	100ml
5	共栓つきメスシリンダー	250ml	25	コニカルビーカー	200ml
6	メスシリンダー	10ml	26	コニカルビーカー	300ml
7	メスシリンダー	20ml	27	ファンネル	300ml
8	メスシリンダー	50ml	28	注射筒	20ml
9	メスシリンダー	200ml	29	ナスフラスコ共栓	27ts
10	分液ロート	100ml	30	試験管	10ml
11	分液ロート	300ml	31	メスフラスコ	5ml
12	三角フラスコ	500ml	32	メスフラスコ	10ml
13	共栓つき三角フラスコ	50ml	33	メスフラスコ	20ml
14	共栓つき三角フラスコ	100ml	34	メスフラスコ	50ml
15	共栓つき三角フラスコ	200ml	35	ロート	φ 30mm
16	共栓つき三角フラスコ	300ml	36	ロート	φ 75mm
17	丸底フラスコ	100ml	37		
18	梨フラスコ	50ml	38		
19	平底ナスフラスコ	50ml	39		
20	平底ナスフラスコ	100ml	40		

担当名: 水質担当

	器具の種類	規格		器具の種類	規格
1	フラン瓶	100ml	23	コニカルビーカー	100ml
2	メスシリンダー	1000ml	24	コニカルビーカー	500ml
3	メスシリンダー	200ml	25	コニカルビーカー	300ml
4	メスシリンダー	500ml	26	分液漏斗	200ml
5	メスシリンダー	100ml	27	分液漏斗	100ml
6	メスシリンダー	50ml	28	分液漏斗	500ml
7	ロート	φ 80	29	メスシリンダー	200ml
8	蓋付き三角フラスコ	200ml	30	試験管	10ml
9	蓋付き三角フラスコ	100ml	31	トールビーカー	50ml
10	蓋付き三角フラスコ	300ml	32	ナスフラスコ	200ml
11	蓋付き三角フラスコ	500ml	33	ナスフラスコ	300ml
12	メスフラスコ	100ml	34	密度測定用ビン	50ml
13	メスフラスコ	50ml	35	ビーカー	100ml
14	メスフラスコ	25ml	36	ビーカー	200ml
15	メスフラスコ	20ml	37	ビーカー	500ml
16	メスフラスコ	200ml	38	ビーカー	10ml
17	メスフラスコ	5ml	39	ビーカー	50ml
18	メスフラスコ	10ml	40	共栓試験管	50ml
19	三角フラスコ	200ml	41	共栓つきメスシリンダー	300ml
20	シリコンゴムキャップ	大～小	42		
21	濃縮管	6ml	43		
22	コニカルビーカー	200ml	44		

※	1ヶ月当りの洗浄個数	約1,700個
---	------------	---------

※	1ヶ月当りの洗浄個数(≒)	約2, 300個
---	---------------	----------

2 ガラス器具の洗浄マニュアル

担当名: 化学担当

- ①アルカリ溶液の入ったプラスチック製タンク3台に浸け置きされているガラス器具を、お湯で洗浄し純水で仕上げる。
- ②アルカリ溶液の入ったプラスチック製タンク1台に浸け置きされているガラス器具を、ブラシをかけお湯で洗浄した後純水で仕上げる。
- ③洗浄したガラス器具は、逆さにして乾燥させる。

担当名: 水質担当

- ①アルカリ性洗剤の入ったプラスチック製タンク1台及びプラスチック製浸漬容器1台 に浸け置きされたガラス器具等について、ブラシやタワシを用いて器具内の汚れやマジック跡を落とし、お湯で洗い流した後に、純水(イオン交換水)でよく濯ぐ。
- ②洗浄したガラス器具は、逆さにして乾燥させる。

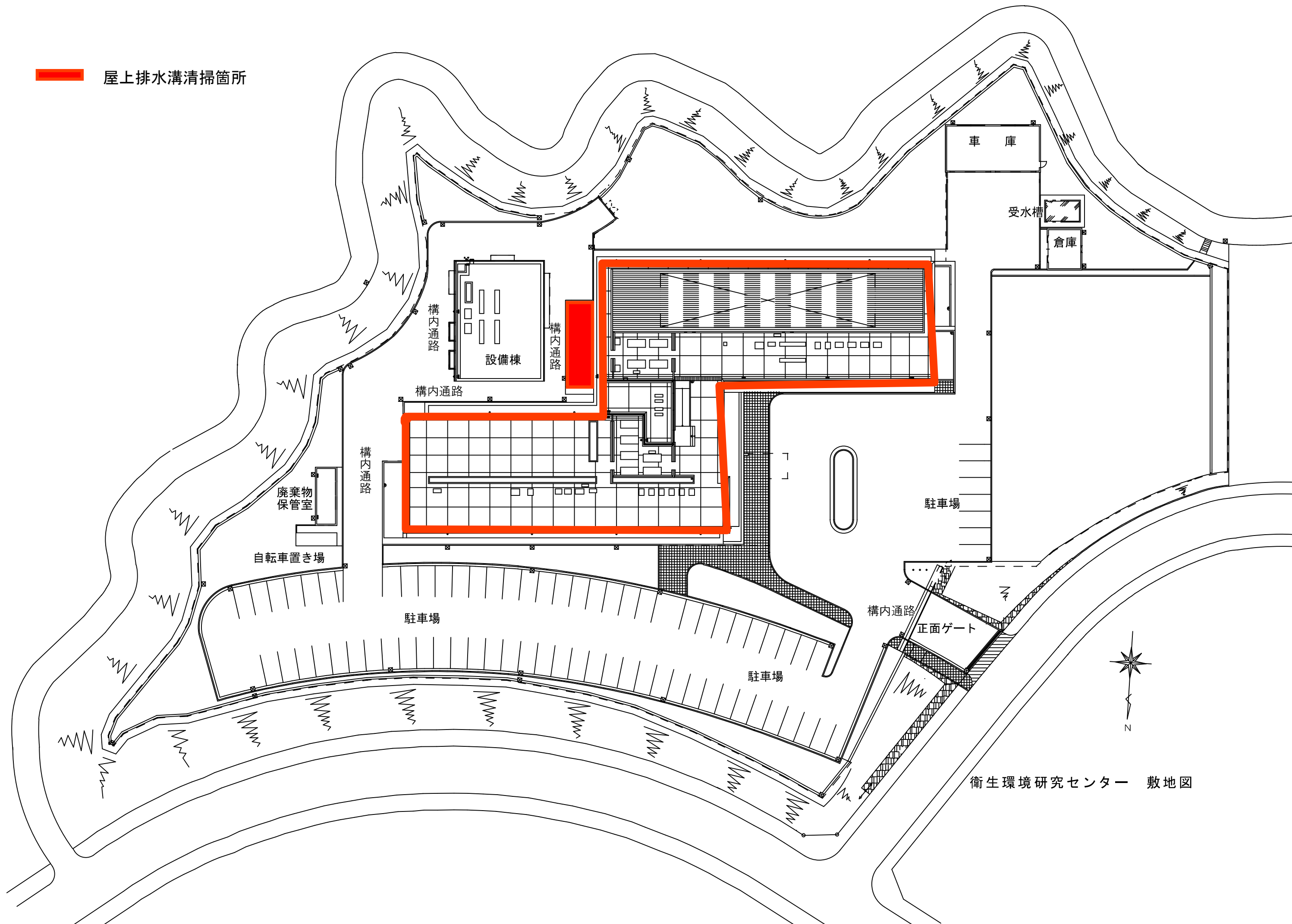
[注意点]

- ・作業は、ゴム手袋、ゴーグルを装着して行い、安全対策に努める。(作業にかかる消耗品(洗剤、ゴム手袋及びゴーグル)は庁舎管理者が支給する。)
- ・洗剤や水で濡れた状態のガラスはよく滑り、取り落としやすい。特に、水槽内では不測の動きをすることがある。また、ガラス製品は壊れやすく、割れた破片を不用意に触ると、手指等に刺創、切創が生じるので、取り扱いには十分に注意する。

3 作業日

庁舎開庁日毎日
年間 242日程度

■ 屋上排水溝清掃箇所



衛生環境研究センター 敷地図